

姫路市放課後等デイサービス事業所開設促進業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和8年7月
姫路市

1 募集の概要

(1) 業務名

姫路市放課後等デイサービス事業所開設促進業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 履行期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

(3) 業務の概要

本市では、令和8年10月より放課後等デイサービスの基準支給量を月19日から月23日へ変更する予定である。これにより、障害児の利用回数の増加及び新たな利用需要の急増が見込まれるが、現状において市内の事業所数は不足傾向にあり、いわゆるキャンセル待ちの解消が喫緊の課題となっている。本事業は、放課後等デイサービスの基準支給量の変更に伴う需要増に対応するため、市内外問わず、優良な事業者の参入を促進するとともに、開設後の運営安定化の支援（伴走支援）を実施することで、質の高い放課後等デイサービス事業所を確保することを目的とする。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。
 - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 令和3年4月1日から本プロポーザルの参加表明書提出期限までの間に完了した、障害福祉サービス又は障害児通所支援に関する、要求水準書第4項各号に定める3項目以上の業務実績を有すること。なお、業務実績は、同一の契約に基づくものである必要はない。

(10) 参加表明者は単独の法人に限り、グループでの参加は認めない。

(11) 障害児通所支援事業所の運営主体でないこと、かつ障害児通所支援事業所の運営におけるフランチャイズ本部機能を有していないこと。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市健康福祉局福祉総務部障害福祉課請求担当（以下、「障害福祉課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2454

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和 8 年 (2026年) 7 月 3 日から 令和 8 年 (2026年) 9 月 1 日まで 本市の休日 (姫路市の休日を定める条例 (平成 2 年姫路市条例第 1 5 号) 第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。) を除く。
閲覧の場所	障害福祉課 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。) (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033725.html))

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和 8 年 7 月 3 日 (金)
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和 8 年 7 月 1 7 日 (金) 午後 4 時
3	参加資格確認結果の通知	令和 8 年 7 月 2 1 日 (火)
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和 8 年 7 月 2 8 日 (火) 午後 4 時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和 8 年 7 月 3 1 日 (金)
6	提案資料提出書類の受付期限	令和 8 年 8 月 7 日 (金) 午後 4 時
7	提案内容のヒアリング	令和 8 年 8 月 1 8 日 (火) (予定)
8	契約候補者の特定	令和 8 年 8 月 1 8 日 (火) (予定)
9	契約候補者の通知	令和 8 年 8 月 1 9 日 (水) (予定)
1 0	契約相手方の決定	令和 8 年 8 月 2 5 日 (火) (予定)
1 1	契約締結予定日	令和 8 年 9 月 1 日 (火) (予定)
1 2	審査結果の公表	令和 8 年 9 月 2 日 (水) (予定)

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第 2 項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

ア 提出書類

- (ア) 使用印鑑届兼委任状 (様式第 1 号) (本市の業者登録がない事業者に限る。)
(イ) 参加表明書 (様式第 2 号)
(ウ) 履歴事項全部証明書 (法人の場合。令和 8 年 4 月 1 7 日以降に発行された最新の

ものの原本又は写し。本市の業者登録がない事業者に限る。)

- (エ) 業務実績調書(様式第3号)及び履行実績を証するもの(契約書及び業務内容のわかる書類の写し)
- (オ) 関連企業申告書(様式第4号)
- (カ) 姫路市税の納税証明書(滞納無証明書)(公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。)
- (キ) 国税の納税証明書(税務署様式その3の3。)(公告日以後に発行されたものの原本又は写し)

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年(2026年) 7月 3日から 令和8年(2026年) 7月17日午後4時まで 本市の休日を除く。
配布場所	障害福祉課 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033725.html))

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

障害福祉課

カ 提出期間(参加表明書受付期間)

令和8年7月15日午前9時から同月17日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし(受付期間最終日を除く。)、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年7月21日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年7月28日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により障害福祉課に提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第5号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

syogaif@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年7月28日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年7月31日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路市放課後等デイサービス事業所開設促進業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式第7号（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第14項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

障害福祉課

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和8年8月5日午前9時から同月7日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄がある場合においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提出された提案資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 プレゼンテーションの実施

- (1) 前項の規定により提出した提案資料について、提案者による提案内容の説明（以下「プレゼンテーション」という。）を求める。なお、プレゼンテーションの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。
- (2) プレゼンテーションは、提案内容に関する説明及び質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。
- (3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

10 本件の提案上限金額

17,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

（内訳）

- (1) 基本業務（要求水準書第4項第1号から第5号に定める業務）
上限 8,182,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (2) 成果報酬業務（要求水準書第4項第6号に定める運営定着支援業務）
要求水準書第4項第6号に定めるアからエまでの各項目の1事業所あたりの単価
の上限 150,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※ 提案上限金額は、上記(1)の基本業務に係る金額と上記(2)の成果報酬業務に係る単価に80（要求水準書第4項第6号に定めるアからエまでの4業務に各業務の予定数量20を乗じた数）を乗じて得た金額の合計とする。

11 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

- ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。
- イ 提案に関する評価は、姫路市放課後等デイサービス事業所開設促進業務委託審査委員会において実施する。
- ウ 委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候

補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案内容に関する評価

評価項目		評価基準	配点
①実施体制	人員体制	本市の目標（年間18事業所※の開設等）を確実に達成するため、分析、プロモーション、開設支援等の要求水準書記載の各業務内容に対し、配置予定者個人の具体的な類似業務実績（関与件数や経験年数等）に裏付けられた実行体制が示されているか。	10点
②分析	分析手法	事業所の開設意向を持つ法人を的確にリストアップするため、提案者の経験だけでなく、具体的な客観的データに基づく分析手法が示されているか。また、地域偏在（空白地等）を客観的に特定する独自※の手法が提案されているか。	12点
③事業所誘致の実現性	ア 対象別勧奨手法及び媒体選定	質の高い参入見込法人に情報を確実に伝達する方法及び法人の具体的な行動（説明会参加や参入検討等）を直接的に促す提案者独自※の誘致方法が示されているか。また、それらの方法が本市における有効性を裏付ける客観的な根拠が示されているか。	12点
	イ 開設促進セミナー	開設促進セミナーにおいて、一般的な制度説明等に加えて、対象法人の参入意欲を強く喚起するための提案者独自※のプログラム構成が具体的に示されているか。	12点

④事業所支援の実効性と具体性	ア 人材確保 ・立地選定等の支援	事業所開設の課題である児童発達支援管理責任者等の確保及び市外法人等に向けた分析に基づく立地エリアの提案から物件確保に至る一連の支援について、提案者の過去の支援実績等に基づいて、参入法人の課題を解決する独自※の支援方法が示されているか。	12点
	イ 運営定着支援	要求水準書に定める運営定着支援業務について、開設直後の運営基準等を遵守するための提案者独自※の点検・指導ツールと、開設初期の経営安定化に向けた効果的な利用者確保策が提案されているか。	12点
⑤目標達成の確実性及び妥当性	スケジュール等	要求水準書に定める各業務のマイルストーン及び想定される集客数・面談数等が具体的に示され、かつ、その見込みを下回った場合の具体的な代替策（追加手法等）が提案されているか。	10点

※本市の目標である年間18事業所の開設とは、1年間における新規開設、監査指導課への事前協議までをいう。本業務の契約は年度途中（7ヶ月間）となるため、当該目標数を契約期間に応じて按分し、かつ、令和8年6月1日時点で既に6事業所の開設状況を総合的に勘案し、本業務における受託者の実質的な新規開設支援目標（KPI）は11事業所とする。

※独自とは、他社にない全く新しい発明のことではなく、提案者の過去の実績・経験・データ・開発ツールに裏付けられた提案者ならではの具体的な手法である。

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	採点基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 提案金額に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式第8号に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

$$(1 - \text{提案金額} \div \text{提案上限金額}) \times 20 \text{点}$$

※ただし、提案金額が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。（満点100点）

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。

ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

オ 契約候補者の特定を令和8年8月18日に行う。特定された契約候補者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

カ 特定された契約候補者は、令和8年8月25日午後5時までに、本件業務の見積書を障害福祉課に提出すること。

キ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和8年9月2日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1.2 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1.3 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第11項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により障害福祉課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1.4 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第330号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

1.5 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1.6 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1.7 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。

- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、市長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (6) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書を障害福祉課まで提出すること。なお、登録業者であり、かつ電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要とする。また、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html>)